

☐	_____
☐	_____
☐	_____
☐	_____
☐	_____

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 不動産売買の先取特権について登記があるときは、その先取特権者は、登記の先後を問わず、抵当権に先立って先取特権を行使することができる。

イ 動産売買の先取特権の目的物が転売され、第三者に引き渡されたときは、先取特権者は、その動産について先取特権を行使することができない。

ウ 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。

エ 一般の先取特権者は、不動産について登記をしなくても、不動産売買の先取特権について登記をした者に優先して当該不動産から弁済を受けることができる。

オ 判例によれば、日用品供給の先取特権の債務者は、自然人に限られ、法人は含まれない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

ア. ×

341 条は、「先取特権の効力については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、抵当権に関する規定を準用する」と規定し、373 条は、「同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による」と規定する。したがって、不動産売買の先取特権について登記があるときにおいて、その先取特権者が抵当権に先立って先取特権を行使することができるか否かは、登記の先後による。

なお、339 条は、「前 2 条の規定に従って登記をした先取特権〔注：不動産保存の先取特権及び不動産工事の先取特権〕は、抵当権に先立って行使することができる」と規定する。

⇒ 2026 短答知識完成講座 I・63 頁

イ. ○

333 条は、「先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない」と規定する。したがって、動産売買の先取特権の目的物が転売され、第三者に引き渡されたときは、先取特権者は、その動産について先取特権を行使することができない。

⇒ 2026 総合講義・143 頁

ウ. ○

308 条は、「雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する」と規定する。

⇒ 2026 総合講義・142 頁

エ. ×

336 条は、「一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、特別担保を有しない債権者に対抗することができる。ただし、登記をした第三者に対しては、この限りでない」と規定する。したがって、一般の先取特権者は、不動産について登記をしなければ、不動産売買の先取特権について登記をした者に優先して当該不動産から弁済を受けることができない。

⇒ 2026 短答知識完成講座 I・65 頁

オ. ○

306 条柱書は、「次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する」と規定し、同条4号は、「日用品の供給」を挙げる。また、310 条は、「日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の6箇月間の飲食料品、燃料及び電気の供給について存在する」と規定する。

そして、判例（最判昭 46.10.21）は、「民法 306 条4号、310 条の法意は、同条の飲食品および薪炭油の供給者に対し一般先取特権を与えることによって、多くの債務を負っている者あるいは資力の乏しい者に日常生活上必要不可欠な飲食品および薪炭油の入手を可能ならしめ、もってその生活を保護しようとするにありと解される。かかる法意ならびに同法 310 条の文言に照らせば、同条の債務者は、自然人に限られ、法人は右債務者に含まれないと解するのが相当である。もし法人が右債務者に含まれると解するならば、法人に対する日用品供給の先取特権の範囲の限定が著しく困難になり、一般債権者を不当に害するに至ることは明らかである。そして、このような解釈は、法人の規模、経営態様等のいかんを問わず妥当するものというべきであり、……いわゆる個人会社であっても結論を異にするものではない」としている。

したがって、日用品供給の先取特権の債務者は、自然人に限られ、法人は含まれない。